

## 売買参加者の承認に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、千葉市地方卸売市場業務条例（令和2年千葉市条例第15号。以下「条例」という。）第26条に規定する売買参加者の承認の基準に関し、条例及び千葉市地方卸売市場業務条例施行規則（令和2年千葉市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### 2 承認基準

条例第26条第4項第2号に規定する知識及び経験を有する者とは、次に掲げる事項を満たす者であって、その者が売買参加者として当市場の卸売業者から卸売を受けることにより当市場の適正な流通を阻害する恐れがないと市長が認めたものとする。

- (1) 申請者（法人の場合は代表者又は役員）は年齢満18歳以上の者で、当該物品の市場の取引経験を有すること。
- (2) 業務資金として、300万円以上有すること。ただし、青果部にあつては当市場小売商の協同組合による代払制度を利用できる者についてはこの限りでない。
- (3) 当市場当該部の取引業務に継続して参加できること。

### 3 承認申請書添付書類

規則第27条第2項第1号エ及び第2号オに規定するその他市長が必要と認める書類とは、小売商の協同組合に加入を認める書類（青果部）のことをいう。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。